

告 示

埼玉県告示第百六号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十八項の規定により、
羽生領島中領用排水路土地改良区から役員を退任した者の氏名及び住所について、
次のとおり届出があつた。

令和八年二月十三日

埼玉県知事 大野元裕

職名	氏名	住所
理事	今井義郎	埼玉県羽生市大字上川俣千百四十二番地
同	吉澤弘視	同 加須市岡古井千三百七十八番地